主要農作物の種子の安定供給に関する県条例の制定を求める署名

【署名の趣旨】

昨年の通常国会で主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）が廃止されました。

この種子法は終戦直後の食料危機の再来を防止するために主食の安定した国内生産を担保すべく制定された法律で、国や都道府県が主要農作物の種子を安定的に供給することを義務付けました。この法律によって稲や麦・大豆などの主要農作物の国内生産の基盤が整備され、厳しい国際貿易環境の中で辛うじて、自前の種子による稲・麦・大豆の生産が行われ、国産種子による自給率向上の努力が続けられてきました。

しかるにその根拠法である種子法が廃止されたことにより、種子価格の高騰はもとより、在来種子の維持や自家採取が出来なくなる恐れが出てきました。また、内外の民間企業による F1 種子や遺伝子組み換え種子が販売され、特定の農薬と化学肥料の使用が義務付けられた生産基準によって農家の自由な生産が制約され、安心安全な主要農産物の生産が阻害される可能性が生じてきました。

つきましては、下記の事項について強く要望致します。

記

1　主要農作物種子法に依拠して実施されてきた県の取り組みに滞りが生じないよう、予算措置や人員の確保等を保障して下さい。

2　県条例の制定に際し、広く県民の意見を聞く懇談会等を開催し「県条例」に反映させて下さい。

3　稲・麦と並んで土地利用型農業の中心作物である大豆は日本を含む東アジアが原産地であり、本県でも優良な在来大豆が数多く伝えられています。この貴重な大豆の種子の保全と普及に関する規定を是非盛り込んでください。

4　大豆は自家受粉作物ですが虫媒による交雑があり、近隣で遺伝子組み換え大豆が栽培されると、非遺伝子組み換えの表示や有機大豆の生産が不可能になる恐れがあります。よって遺伝子組み換え作物等の作付けに対する規制を県条例に盛り込んでください。

私たちは主要農作物種子法に代わる県条例の制定を求めます。

氏 名	住所（それぞれ記入してください）

＊個人情報は署名提出以外には使用しません。

２０１９年　１月３１日

栃木県議会議長　五十嵐　清　様

○取扱い団体（必要によりご記入ください）:【　　】

○署名集約先：「**種子の会とちぎ**」（FAX による送信は無効ですのでご注意ください）

〒329-0529 栃木県河内郡上三川町下神主 233NPO 法人民間稲作研究所有機農業技術支援センター内

「種子の会とちぎ」事務局　℡/fax　0285-37-7366　Email: saito@inasaku.org